

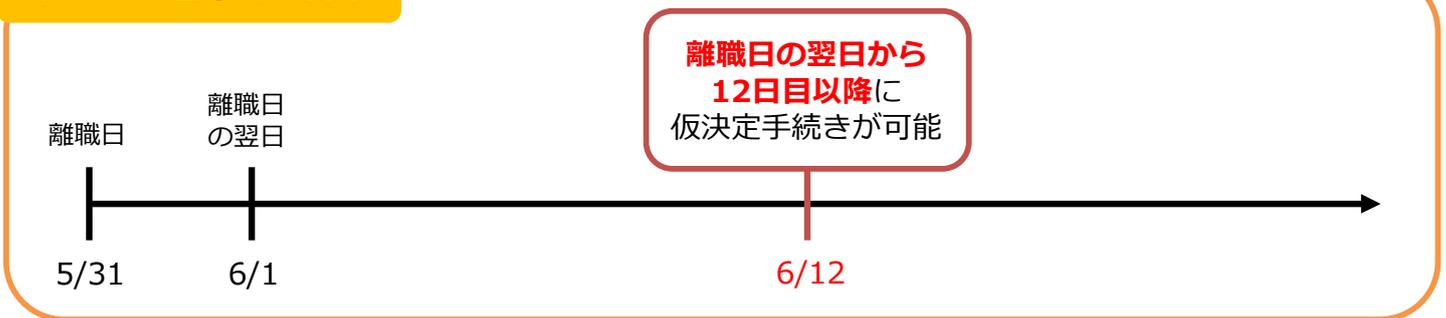
# 受給資格の仮決定手続きのご案内

## 退職した事業所から離職票が届かない場合は？

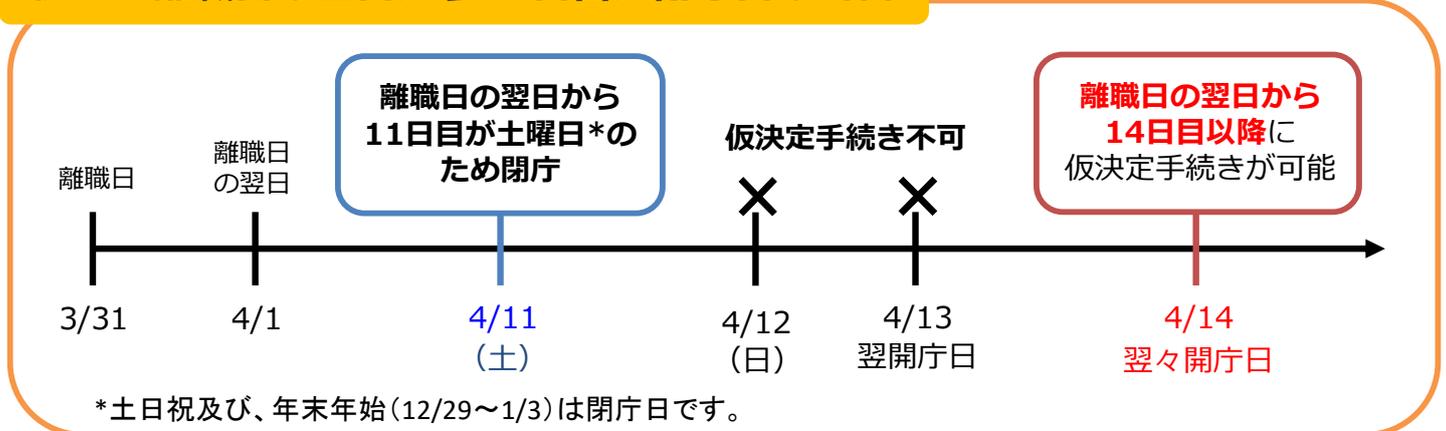
失業給付の受給手続きには原則として離職票が必要ですが、**離職票の交付が遅れている**などのご事情がある場合、離職票がない状態で**受給資格の仮決定手続き**を行うことができます。この手続きを行っておくことで、後日離職票が発行された際に、仮決定手続きをした日までさかのぼって受給資格があったものとして判断することができます。

**原則、離職日の翌日から12日目以降であれば受給資格の仮決定手続きが可能です。**ただし、11日目が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日の翌日以降に仮決定手続きが可能となります。なお、閉庁日の取扱いなど詳細につきましては、住居所を管轄するハローワークの雇用保険給付窓口へお問い合わせください。

### 例1：通常の場合



### 例2：離職日の翌日から11日目が閉庁日の場合



※ 身元確認書類（マイナンバーカード等）、退職したことがわかる書類（退職証明書等）及びご本人様名義の通帳等をご準備のうえ、ハローワークへ早めにご相談下さい。

ハローワークの所在地一覧・管轄は以下のURLをご確認下さい  
([https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info\\_hellowork.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html))

